

第25回 四日市市健康危機管理対策本部員会議（結果）

令和2年5月26日（火）午後4時00分から
6階 本部員会議室

1 新型コロナウイルス感染症に係る情報共有について

【危機管理監】

- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更版）について（首相官邸HP参照）
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針 ver. 2』（5月26日）について（三重県HP参照）
- 「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」について（令和2年5月26日時点）

2 今後の対応について

- 新型コロナウイルス感染症に係る四日市市主催行事中止等の対応方針の見直しについて、明日5月27日に記者発表を行う。
- 市のホームページにおける「緊急速報」欄への掲載はなくし、「新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらから」のバナーのみとする。（6月中旬以降）
- ケーブルテレビCTVのL字放送について、内容を変更して当面継続する。

【都市整備部】

- 南部丘陵公園のバーベキュー場について、火を使える場所が1か所であり利用者を分散させることができないため、対策が整うまでは引き続き閉鎖とする。

【健康福祉部】

- ヘルスプラザや老人福祉センターのカラオケや入浴施設について、利用者が高齢者であることから当面利用停止を継続し、今後段階的に対策を行った上で再開していく。

【財政経営部】

- 特別定額給付金の受付が始まり、来庁者によってエレベーターが密集状態となるのを避けるため、庁舎西側のエレベーターを定額給付金の専用とし、案内者と案内表示を設置することとした。なお、現在トイレの工事により使用できなくなっている庁舎西側エレベーターを6月1日より利用できるようにするとともに、東側トイレの着工日を調整し6月中旬までは庁舎のエレベーター6基すべてが利用できるようにする。

また、エレベーターの中で密の状態にならないよう、足元に立ち位置の目安を表示することとし、職員は体調に問題なければ階段を利用するよう引き続き啓発し

ていく。

【政策推進部】

○市制123周年の事業について、6月後半から受付を再開することとし、6月初めに市HPにて広報する。

【総務部】

○職員の分散勤務について、6月1日より貸館を再開するため利用できる場所がなくなるため、時差出勤や交代勤務等を活用していく。市としての方向性について、改めて検討する。

【危機管理監】

○四日市市健康危機管理対策本部員会議について、政府の緊急事態宣言により四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく会議として会議録を公開してきたが、緊急事態解除宣言により任意の会議となったため、会議録の公開は今回（第25回）までとする。

3 その他

【消防長】

○飛沫防止のためのビニールシート等の設置について、消防法の観点からは完全にスペースを区切っていなければ違反ではないが、消防用設備（感知器など）の近くには設置しないことや白熱灯など熱をもつ照明器具の付近には設置しないなど注意すること。

【新型コロナウイルス感染症対策室長】

○特別定額給付金の郵送分について、全体の約半数の申請が届いている。昨日より各部局からの職員の応援により対応を行っている。

【市長】

○全国で緊急事態宣言が解除され、国から今後の対応に関するスケジュールも示されている。感染防止対策をしっかりと行ったうえで慎重かつ着実に市施設の再開について進めること。併せて特別定額給付金について、迅速な支給が行えるように取り組むこと。